

# 村上市監査委員公表第2号

令和2年度

村上市定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和3年2月10日

村上市監査委員

小 田 健 司  
渡 辺 昌

## 令和2年度村上市定期監査結果報告書

### 1 監査の期間

自 令和2年12月16日

至 令和3年 2月10日

### 2 監査の監査期日及び対象課局

1月 6日	<ul style="list-style-type: none"><li>・朝日支所地域振興課</li><li>・地域経済振興課</li><li>・自治振興課</li><li>・選挙管理委員会事務局</li><li>・農業委員会事務局</li></ul>
1月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護高齢課</li><li>・学校教育課</li><li>・都市計画課</li><li>・市民課</li><li>・議会事務局</li></ul>
1月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・総務課</li><li>・企画財政課</li><li>・環境課</li><li>・農林水産課</li><li>・消防本部</li></ul>
1月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・税務課</li><li>・こども課</li><li>・観光課</li><li>・保健医療課</li><li>・福祉課</li></ul>
1月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・会計課</li><li>・上下水道課</li><li>・建設課</li><li>・生涯学習課</li></ul>

- 3 監査の講評期日 令和3年2月10日
- 4 監査の実施場所 監査委員室及び第1委員会室、第2委員会室
- 5 監査の対象とした業務期間  
令和元年12月1日から令和2年11月30日まで
- 6 監査の方法

各課から事前に求めた監査資料により、監査の対象とする業務を抽出し、所管課に求めた関係書類を基に、事務事業の執行状況や財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかを聴取等により監査を実施した。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

主な各課共通事項及び着眼点は、次のとおりである。

調査事項	着眼点
①主要施策事業について	・事業の進捗状況等について
②収入事務について	・市税、負担金、使用料等の収入未済の対応と関係する諸帳簿について
③支出事務について	・例月出納検査から、抽出した事項に関してその支払い内容などについて
④契約事務について	・契約の方法及び履行確認等について
⑤指定管理者制度について	・指定管理に関する事務処理等について
⑥現金等の管理状況について	・各課で取り扱う現金、外郭団体通帳、郵便切手等の保管、管理状況について ・収納委託状況について

## 7 監査の結果

### (1) 共通事項

#### ① 主要施策事業について

各課提出の主要な事業14件について監査した結果、適正に事務処理が行われていた。

上下水道課の「村上浄化センター改築更新事業」は、平成30年度に策定した村上市下水道ストックマネジメント計画に基づき進めている事業である。老朽化した施設の更新と、現在は2系統に分かれている汚水処理機能を1系統へ集約することにより、維持管理経費の削減を図るものである。また、施設の耐震化により災害への備えも行っている。今後もより効率的な施設の運営がされるよう、計画に沿った更新事業を進めていただきたい。

朝日支所地域振興課では、災害等の停電時に備えた非常用自家発電装置設置工事を行っていた。災害等による停電時の庁舎機能維持や防災拠点の非常用電源として庁舎機能の強化が図られた。非常用自家発電装置の設置により、今後現状に即した行動マニュアル等の見直しをお願いした。

#### ② 収入事務について

滞納繰越金の整理については、市税、市営住宅使用料、保育料入園者負担金、ごみ処理手数料、し尿処理手数料、下水道負担金、下水道使用料、水道料等の収入未済に対する各所管課の具体的な取組について監査をした。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、訪問徴収が困難な状況であったが、各課においては状況に応じた対応を行っていた。

なお、各課の監査結果は個別事項として記載した。

#### ③ 支出事務について

支出に関する事務については、例月出納（伝票）検査において、指摘・確認事項があれば、その都度関係する所管課に改善等を求めている。

全体の伝票数からすれば、少数ではあるが、支払の遅れ、請求書の受領の遅れなどがまだ見受けられるので、財務規則等に基づいた支払事務が適正に行われるよう努めていただきたい。

#### ④ 契約事務について

契約事務については、工事関係、委託業務関係、長期継続及び物品購入関係50件について監査した。

事務処理では、入札及び契約時に業者から提出される関係書類や工事検査調書、委託業務完了検査調書など必要とする書類は、財務規則等の規定のとおり適正に処理されていた。

⑤ 指定管理者制度について

村上高等職業訓練校（地域経済振興課）、村上市営あらかわゴルフ場（観光課）について監査対象とし、関係書類（指定申請書、協定書など）を監査した。

村上高等職業訓練校は、職業訓練法人村上職業訓練協会が、村上市営あらかわゴルフ場は、あらかわゴルフ場運営グループが指定管理者となっている。協定書締結等の事務処理は、適正に処理されていた。

⑥ 現金等の管理状況について

各課で取り扱う現金管理状況等について、提出された資料により確認を行うとともに、市民課を対象として実地監査を行い、概ね適正に管理されていることを確認した。今後も適切な管理を行い、不測の事故が生じないよう十分留意されたい。

(2) 個別事項

**【税務課】**

○市税等徴収実績と収入未済に対する対応について

市税の現年度分収納率は、76.14%であり、新たな滞納者を出さない方針のもと、適切に未納者に対して文書催告と訪問を行っていた。

また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分収納率は、改善しているが、市税、介護保険料でそれぞれ収納率が低下となっている。これは、滞納整理が進んだ結果、困難案件が残ったことと、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予によるものである。

今後とも、新潟県地方税徴収機構と連携を密に、職員のスキルアップを図り、税の根本である公平公正に留意し、納税者との信頼関係を図りながら、滞納整理に努められたい。

**【環境課】**

○ごみ処理等手数料・し尿処理手数料の収入未済額と対応について

ごみ処理手数料の収納率については、現年度分が89.8%であった。

し尿処理手数料の収納率については、現年度分が96.9%、滞納繰越分は60.5%であった。

いずれも新たな滞納を増やさないよう、電話及び文書での催促のほか訪問徴収を適切に行っていた。

### 【こども課】

○保育園入園者負担金及び学童保育利用料の収入未済額と対応について  
現年度分収納率については、保育園入園者負担金は99.13%、学童保育利用料も99.44%と高水準であるが、滞納繰越分収納率は保育園入園者負担金で14.10%、学童保育利用料で28.68%となっている。

滞納整理方針に基づいた取組がされるよう課内で連携し、滞納処分及び児童手当からの特別徴収も視野に置き、今後も引き続き滞納整理に努めていただきたい。

### 【農林水産課】

○畜産団地整備事業分担金の収入未済額と対応について

今後も未納者の状況を常に把握しながら、収納に取り組んでいただきたい。

### 【都市計画課】

○市営住宅使用料の収入未済額と対応について

収納率について、現年度分は95.54%、滞納繰越分が6.02%である。

新たな滞納を発生させないために、滞納整理事務処理要領に沿って、今後も早期の訪問等対応に努めるとともに、引き続き収納対策に努めていただきたい。

### 【上下水道課】

○水道（上水）使用料・簡易水道（簡水）使用料・下水道（下水）使用料・集落排水処理施設（集排）使用料の収入未済額と対応について

現年度分収納率は、上水95.84%、簡水98.05%、下水97.18%、集排98.21%であり、また、滞納繰越分収納率については、上水79.59%、簡水94.68%、下水96.03%、集排98.90%となっている。

今後も滞納繰越額の縮減に向け、引き続き収納計画に基づき取り組んでいただきたい。

○下水道負担金及び集落排水事業分担金の収入未済額と対応について

下水道負担金の収納率は、現年度分が52.70%で、滞納繰越分は12.81%である。

集落排水事業分担金については、既に現年度分の調定はないが、滞納繰越分の収納率は、3.75%となっている。

引き続き、滞納者個々の原因や理由を細かく分析するとともに、早期収納に努めていただきたい。

**【学校教育課】**

○奨学金貸付金の収入未済額と対応について

経済的な理由により修学困難な学生等に対し、奨学金を貸付けする制度であり、償還人数が年々多くなっている。そのような状況の中で、償還が遅れている者に対し文書での督促、保証人への働きかけも行っている。今後も適正に収納されるよう引き続き努めていただきたい。